

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社大滝工務店(法人番号5010701002090)
- 業者の住所 : 東京都品川区南品川1-3-9
- 2 指名停止措置期間 : 令和4年9月30日 から 令和4年10月29日 まで (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県
及び長野県)
- 4 事実概要 : 上記有資格業者の使用人は、令和3年10月16日、千葉県発注の航路浚渫工事において、土運船に積載したバックホウを使用して土砂を岸壁に卸す作業中に、同土砂が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置を講じなかったことから、港則法違反で、令和4年6月1日付けで起訴され、同日付けで罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内